

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 買取制度運用ワーキンググループ（第6回）

日時 平成27年5月18日（月）10：29～11：41

場所 経済産業省 本館地下2階講堂

（1）開会

○山地座長

それでは、定刻になりましたので、今から総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会の下に設けられております買取制度運用ワーキンググループ第6回の会合を開きたいと思っております。本日もご多用中のところ、ご出席いただき、ありがとうございます。

まずは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○曳野電気・ガス事業部企画官

それでは、資料の確認をさせていただきます。配付資料一覧のところがございますけれども、議事次第、委員等名簿、座席表、それから、事務局の資料1、それから、オブザーバーからの資料2と資料3、それから、佐藤委員からの提出資料でございます。乱丁、落丁等ございましたらお知らせいただければと思います。

○山地座長

資料はよろしゅうございますでしょうか。

（2）議題

回避可能費用の算定方法の見直しについて

○山地座長

それでは、早速、本日の議事に入りたいと思っております。今、紹介があったように資料が1から3までございますが、順次、説明していただいて、その後、自由討議としたいと思います。

まずは事務局から資料1、回避可能費用の算定方法の見直しについての説明をお願いいたします。

○曳野電気・ガス事業部企画官

では、お手元の資料1の2ページをごらんいただければと思います。まず、本日の議論とそれから前回までにご議論いただいた事項をまとめてございます。まず、上半分の前回の当ワーキン

グループまでで議論がお概ね収斂した事項というところをまとめております。

四つございますが、まず、一つ目として回避可能費用として使用すべき市場価格の指標としては、スポット市場と1時間前市場の加重平均として、30分値をそのまま用いるということが1点目、それから、2点目として回避可能費用を設定する上で考慮すべき事項といたしまして、通常、システムプライスを採用しますが、市場分断が生じる場合にはエリアプライスとすると、一番下のところですが、小売全面自由化後は全ての小売電気事業者で同様の扱いとするということであり、それから、3点目で変動性電源と非変動性電源の扱いにつきましては両者に差を設けないということ、それから、最後、4点目でございますが、インバランスリスク単価についての考え方という点については、こういう議論を深めるために具体的な水準が示される必要があるというご指摘をいただきましたので、本日、事務局として資料を準備してございます。

その下の本日の論点ということでございますが、経過措置、激変緩和措置の必要性と内容というのが1点目、それから、今、申し上げたインバランスリスク単価の具体的な水準ということで試算をしておりますので、お示しさせていただければと思います。

3ページをごらんいただければと思います。前回の主なご指摘事項ですので、ここでの説明は割愛しますが、主に回避可能費用を設定する上での考慮すべき事項、(2)のところで経過措置、激変緩和措置の必要性についての前回のこのワーキンググループでの委員のご発言をまとめてございます。

それから、4ページの下半分でございますが、これも回避可能費用の算定方法についての見直しに関する考え方を過去の審議会等で取りまとめている内容をここでご紹介させていただきます。参考1ということで、これは昨年の本ワーキンググループでの検討結果ということで、これは公表されている中身、内容でございますが、回避可能費用の算定方法については、小売の自由化、送配電部門の一層の中立化などの電力システム改革の進捗によっても、都度、考え方を整理することが必要であり、今後とも検討項目として残しつつ、不断に検討を行っていくということで見直しについて明記をしております。

それから、もう1点が参考2でございますが、これは附帯要項の余剰買取制度を導入した際に議論が行われたワーキンググループの報告書でございますが、この中での買取契約のあり方ということで、より高値での買取り、いわゆるプレミアム買取りの扱いについて当時、整理をしてございまして、全量買取制度において定められる買取価格は、いわば基準価格であって、買い手がつかなかった場合には、一般電気事業者が基準価格で最終的な買取義務を負うことを前提に、それ以上の価格でPPS（新電力）またはその他の一般電気事業者が買い取ることも認めることが適当であると。

この場合、FIT価格から一定の電気としての価値相当分を控除した額の範囲でのみ国民負担を求めるとを可能とし、FIT価格を超える部分については買い取った者が自らの需要家から回収する等、買取制度の枠外で対処する制度ということで、これは制度として認められるということですが、制度的に枠の外であるということをお場で整理してございます。これは違います、太陽光の余剰ではなくて全量買取りに関する検討過程での整理でございます。

続いて、5ページをごらんいただければと思います。既存案件の回避可能費用についての経過措置ということで、これまでの基本的な考え方について再度、まとめております。まず、FIT制度上は小売電気事業者は買取義務者というふうに位置づけられておりますので、正当な経済的補償を得ることにはなっておりますけれども、他方で、小売電気事業者に対して何らかの買取りのインセンティブを与える制度ではないという位置づけでございます。

回避可能費用は、再エネの特措法上は再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば、当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電または調達に要することとなる費用の額ということで定義されておりますので、現行のルール上も電力会社の料金改定あるいは燃料費調整制度にリンクして変動してきておまして、何か固定的に低い水準を制度的に保証しているものではないという事実関係がございまして。

それから、三つ目といたしまして発電所サイドの採算性というもの、これは調達価格算定委員会の意見を聞いて定めるFITの価格で保証されているということでございまして、発電所の採算性を維持するために、仮に低い回避可能費用を前提として買取価格において任意にプレミアムづけを行ったということが何から制度上、保証されるものではないと、先ほど申し上げた整理でございます。したがって、原則として小売全面自由化後は回避可能費用が市場価格連動に移行するというのであれば、既存案件を含めて移行することを基本とすべきではないかというのが事務局としての考え方でございます。他方、これまでの議論でもございましたけれども、その際に生ずる課題に対して最小限の例外といたしまして、移行のための激変緩和措置というのは設ける必要があるのではないかというふうに考えております。

なお、市場価格について比較的、総括原価ベースでの回避可能費用に比べて足元で高い水準で推移しているということで、両者に値差が発生しているわけですが、これは電力の需給が比較的厳しいということを反映しているというふうにも考えられますので、中長期的には原発の再稼働の状況あるいは再エネ導入拡大によって変動し得るのではないかということでございます。

6ページのところに少しデータをまとめてございます。これは以前のワーキンググループでもお示ししている資料に少し追加しているものでございまして、回避可能費用につきまして一般電

気事業者につきましては7円台から13円台というのが本年4月の単価でございます。新電力につきましては11.97円という水準でありまして、これとスポット市場の時点が少し違いますけれども、昨年度の水準と比べますと14.67ということで3円弱の差がございます。ただ、スポット市場の平均価格の推移を一番下につけてございますが、2010年以前というこの時点でございますと12円以下、場合によって6円台という平均価格で推移をしてございまして、また、今年4月、これは春でございますので、必ずしも全平均というわけではございませんが、11.61円ということで、足元の回避可能費用よりもむしろ市場価格のほうが低い水準になっているということでございます。

5ページにお戻りいただきますと、課題という2点に整理をしております。課題1としまして、既存の小売契約への影響、主に新電力の観点からまとめてございますが、現状の回避可能費用と前提に再エネを買い取って、需要家との関係でも市場価格より安い調達を前提として小売契約を複数年度で売買している例がございました。これはこれまでのワーキングの議論の中で経過措置を求めると発言があったことも踏まえまして、事務局として現状を事業者さんからヒアリングをいたしまして、実際の小売契約につきましてもご協力いただいた範囲で確認をいたしました。その結果、1年というのはもちろん、複数年の小売契約というのが存在しているのは確認しております。したがって、2016年1月1日以降も現状において小売契約期間が残存しているという例が実際にございました。

他方、例えば期間につきましては今後、買取期間と同じような20年間といった形での小売契約というものは私どもは確認ができなかったということでございます。そのため、来年度から一切の経過措置なしで仮に市場価格連動に移行するということになりますと、特に供給力に占めるFIT電源の高い割合が相対的に高い新電力、これは下につけてございますが、9.9%というのが現状のデータでございますけれども、これにつきましては短期的には小売価格への反映がなかなか困難で、場合によって社会的な混乱を招きかねないという懸念をしているところでございます。

課題2といたしまして、不当な裁定取引への対応ということで、一部の新電力等におきまして小売契約を前提とせずに、買い取った電源をそのまま取引所で売却しているという例が確認されております。この場合には転売益につきましては小売電気事業者に残りまして、需要家との関係でも安い調達価格を前提とした供給がなされず、需要家に利益が還元されませんので、国民負担の増加につながるというふうに考えられます。したがって、激変緩和措置を何らかも受ける場合であっても、国民負担の増加につながらないように、こうした不当な裁定取引、転売自体を別に規制するという趣旨ではございませんが、これにつきまして対応が必要ではないかというふうに考えるところでございます。

これと関連しまして、7ページに本年4月7日の参議院の環境委員会での審議につきまして、

維新の清水議員からご質問がありまして、これにつきまして当方の木村省エネ新エネ部長より答弁しておりますのでご紹介をさせていただきます。

以上を踏まえまして、回避可能費用の見直しに係る激変緩和措置の案のイメージを示したものが8ページでございます。まず、1点目といたしまして、中長期的には現行の回避可能費用の考え方の前提となる総括原価方式も廃止されていくということが想定されていく中で、事業者が既存小売契約の見直しを行うこととあわせて、既存案件の回避可能費用も市場連動に移行していくことが適切ではないかというふうに考えられるところでございます。したがって、既存買取契約について当面の間、例えば先ほど複数年契約もあると申し上げましたが、5年程度ということで遅くとも経過措置料金の廃止は、総括原価自身なくなるということで、考え方の基礎自身なくなるということでございますが、これまで現状の回避可能費用を適用することとしてはどうかということでございます。

下のほうに枠とそれから斜線を引いた狭い四角と、それから、グラデーションになっている部分ということで、AとB-1とB-2という3案を示しておりますけれども、2016年度、来年度からいきなり全体の市場価格について既存案件も含めて適用を市場価格限度にしてしまう場合には、影響が大きいだろうということでございますが、逆に2035年度、場合によってはそれ以降までということでは既存案件について最長20年間といったような形で激変緩和という形にすること、これ自身は小売契約の全体の市場連動への移行ということから考えると、そこまで長いことを前提に、今、小売契約が締結されているわけでもないということでございますので、2020年度以降、電力システム改革の第3弾の施行が予定されておまして、これ以降に料金規制も廃止、経過措置料金も廃止ということでございますので、これを目途に全て市場価格に連動してはどうかというのがここでの整理でございます。

以上が全体でございます、9ページに付随事項ということで裁定取引に対する対応ということで(1)でございますが、裁定取引の防止策といたしまして、例えば小売全面自由化以降に激変緩和措置を利用したい場合に、他の電源と切り離してバランスンググループを形成するということで、引き続きバランスンググループから最終需要家に直接販売を行っている場合には、激変緩和措置の対象とすると、ただし、JEPXまたは他の小売電気事業者等、他の事業者に対して転売を実施した再エネ電源については、新規の買取りと同じように新制度の回避可能費用に移行してはどうかということでございます。バランスンググループというのは一つの考え方でございまして、何らかの形で全体の取引関係を補足するような仕組みを導入してはどうかということでございます。

(2) はその他留意事項ということで、前回までの議論の中でもご議論いただいたことと重な

る部分がございますが、一つ目といたしまして新ルール施行後に特定契約の相手方、すなわち、小売電気事業者を変更する場合には、小売電気事業者は新たに買い取ることを前提に小売契約を締結するということとございますので、前提となる既存の小売契約が必ずしもあるわけではないというふうに考えられますので、変更契約の対象となる全ての設備について新たな算定方法のほうに移行してはどうかということとございます。

二つ目といたしまして、激変緩和措置を廃止する際に仮に小売電気事業者の競争条件に著しく影響を及ぼす懸念があるような場合については、政府として制度的に廃止にあわせて必要な措置を講ずることを検討するということとございます。

最後に、その上でということですが、小売全面自由化後にさまざまな環境変化が想定されますし、また、今回の裁定取引の件以外にも新たな課題というのが発生する可能性もございますので、それを踏まえた回避可能費用の見直しがあり得るというふうに考えられます。その際には、原則として見直された回避可能費用をその時点での既存案件も含めて将来に向かって適用するということが適切ではないかというふうに、ここでは提示させていただいております。

10ページはご参考のイメージということで、小売電気事業者の買取りと販売と国民負担との関係を示してございます。新電力を、一般電気事業者の場合には総括原価に基づく料金規制等もございしますが、ここは主に新電力についてまとめてございますが、現行参与事業者から新電力が例えば平均水準である12円の電気価値で買取りを行って、そのまま需要家に販売している場合には、これが本来、通常、想定している件でございしますが、プレミアムで例えば2円を足して買い取っている場合には、これが一部の一般電気事業者の回避可能費用と合っていれば、小売のほうでは競争的に販売することが可能で、再エネ事業者側に2円の上乗せができるということとございます。ほかのところ全体のコストを下げている場合には、需要家に利益が均てんされるわけとございますが、仮にこの2円がそのまま転嫁されると、全体として再エネの交付金も足した場合には、国民負担が増加するという関係にございます。(3)のケースにつきましても、12円で例えば買ったケースを15円で卸電力取引市場で買った場合には、この3円分というものは需要家の負担の増加にそのままつながってしまうという状況にございます。

2. のところでまとめているものが(2)のケースであれば、小売契約が既に結ばれていれば激変緩和の対象という形を想定しておりますが、例えば(4)のようなケース、これにつきましては転売行為については確認されたものについて、市場連動ベースに移行するというところで想定しているということとございます。

以上が激変緩和措置関連でございまして、11ページ、12ページがインバランスリスク単価についてのご説明になります。前回、ご議論いただいた中で、実際の水準感というものをお示しする

べきではないかということのお話をいただきましたので、ここでまとめてございます。この計算の方法といたしまして、まず、①の小売全面自由化後のインバランス料金から回避可能費用を引いたものということで、どれぐらい平均単価としてインバランス料金の単価が設定されるかということで、スポットと1時間前市場価格の30分ごとの加重平均に、いわゆるインバランス料金における α を掛けたものということで、 β は地域差でございますので、ここでは考慮してございません。それと卸電力市場におけるインバランス発生率というものを算定しております。

インバランスの全体の料金につきましては1.13円ということで、これは昨年度の卸電力市場の実際のインバランスの実績に基づいて試算をしたものということでございまして、電力システム改革後は現行のインバランスよりは相当程度、インバランス料金の全体の要はこれは圧縮されるということが計算上は試算で想定されるところでございます。卸電力市場のインバランス発生率ということで、これは本来であれば来年度以降、計画値同時同量でのインバランス発生率を使用すべきだというふうに考えますけれども、実際のデータのアベイラビリティということで制約がございましたので、卸電力取引場における売りの玉につきまして、これがどのくらい実績において離脱があったかということで、実際には超過達成というのがまずございませんでしたので、未達率ということで計算をしております。

真ん中のところでございますが、風力につきましては取引が非常に少なかったものですから、太陽光で見たところ、インバランス発生率は26年度の年間平均で12.5%という率でございました。地熱、バイオマス、水力につきましては全体の新電力の平均インバランスということで算定してありますが、0.8%という実績がございまして、したがって、先ほど申し上げた1.13円にそれぞれの率を掛けますと、変動電源について太陽光と風力ということでここでは整理していますが、これについて14銭/kWh、それから、地熱、バイオマス、水力につきましては0.8%を掛けますので、1銭/kWhというのがここでの試算の結果でございます。

これにつきまして12ページ、これは前回と同じ資料でございますが、仮に特例の①を選択した場合、これは小売電気事業者は自らはインバランスリスクを負わず、一般送配電事業者に全体で計画策定とインバランスリスクを負っていただくというふうな制度でございますが、この場合には、今、申し上げたインバランスリスクの単価分を小売電気事業者からそのまま一般送配電事業者へZ円と書いてありますが、これ支払うということでございます。仮に自分で小売電気事業者が自ら調整を行う場合には特例②ということで、14銭なり、1銭の範囲内で調整を行うということでございます。仮に全国平均以上の成績ということになれば、小売電気事業者の手元に経済的な利益が残りますので、そこにインバランスを最小化するインセンティブが発生するだろうと、それから、一般送配電事業者の場合も全国平均以下のあれで事業者自身の持ち出しが発生しますの

で、仮に特例①を使った場合にも、一般送配電事業者にインバランスの最小化のインセンティブが発生するだろうということでございます。

事務局からは以上でございます。

○山地座長

ありがとうございました。

本日は、オブザーバーとしてサミットエナジー株式会社さんと山形県さんに参加いただいております。それぞれからコメントを頂戴しておりまして、資料2、3としてお配りしております。

では、まず、サミットエナジー株式会社さんから資料2の説明をお願いいたします。

○川辺オブザーバー

座長、ありがとうございます。

新電力のサミットエナジー、川辺と申します。本日は新電力協議会の再エネ事業者5社を代表して、オブザーバーとして意見を述べさせていただきまして、まことにありがとうございます。

まず、最初に私どもは再エネの普及について再生可能エネルギー特別法案、特別措置法が2012年7月に導入されてきておりまして、回避可能費用の見直しについては今回で2度目になると、約2年間で2度の変更になるという形については、非常にショートタームでどんどん変わっていくということで、多少の驚きを持って対応しているわけですが、来年4月以降は新しい指標として、いわゆるスポット連動もしくは1時間前市場との加重平均という形が前回のワーキングにおいて議論されて、その方向で、今、進んでいて、今回、激変緩和措置というのをどう対応をとるかということで、今日、発表の場をいただいております次第でございます。

私ども新電力は、いわゆるベース電源としてどういう電源を持つかというのが非常に重要な課題になっておりまして、そういう中におきましていわゆるCO₂フリーというか、カーボンニュートラルというか、そういう電源として例えばバイオマスであるとかいう発電所をいろいろ検討を進めております。私ども新電力は複数のFIT電源、バイオマス発電所の例えば非変動電源等の建設を既に計画、投資決定、既に建設が始まっているというような案件も多々ございまして、そういう中で、私どもはそういう投資決定した要因として大きなファクターの一つが、例えばここで議論されております回避可能費用の問題が大きく影を落としているというのが現状でございます。

私どもは所与の条件として、指標はどのような指標で例えば回避可能費用が算定されるかによって、例えば投資のIRが大きく変わります。そういう中で、私どもはその検討をして、投資決定をした時点における所与の条件としての回避可能費用、それを前提に全てを計算しているわけで、これが後からレトロアクティブに遡及的な形で変更されますと、そこら辺の投資の前提条件が狂うということから大きな変更に向かう、すなわち、場合によっては投資の決定を破棄しなければ

いけないというような、事業からの撤退というような非常に厳しい可能性も出てくるわけで、そこら辺が私ども新電力としては、これを制度リスクと言っていいのかどうか、例えばスペインにおける太陽光における制度変更によって、大きな訴訟までになっているような国もございますが、日本はそういう訴訟リスクがある国になっては私はいけないと思っております、そういう面ではその都度、投資決定した段階での投資基準の前提となった例えば回避可能費用については、それを本来であれば例えば制度が変わってもレスペクトすべきであるし、それは尊重されて、その事業についての理解をいただきたいというのが本音でございます。

ただし、お手元のほうにお配りした資料で書いていますように、新制度に既に設備認定とか、例えば接続の申し込みが完了した案件につきましては、希望としてはいわゆる回避可能費用の指標を適用いただきたいと。ただし、このお願いが非常に厳しいということであれば、代替条件としてあくまで期限つきで激変緩和という場合でも、すなわち、市場の成熟度が本当に問題ないのかどうか、玉出し料が例えば20%を超えるような形であるということであれば、例えば流動性についても問題ない、FITの一つの問題は買取価格はいわゆる固定で20年間、例えばバイオマスはされるわけですが、そこら辺のリスクに対して例えば燃料であるバイオマス、これについては有価で購入しなければいけないというようなことで、ボラティリティはある程度、大きなボラティリティを含んだ上で投資決定をします。その上に、さらに回避可能費用のパラメーターとしての要素がどんどん変わってくるということについては、新電力にとっては非常に厳しい局面に追い込まれてしまうということで、私どもとしては何とかそこら辺の激変緩和措置をぜひお認めいただきたいと思っている次第です。

例えば2020年以降に料金規制が廃止された場合においても、市場の成熟度を見ながら例えば全国平均の固定費プラス変動費の指標の捕捉ができるような形で、ぜひ、ご検討いただくことによって激変緩和措置を実現いただきたいというのが私どもの希望です。

以上です。ありがとうございます。

○山地座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして山形県様からご説明いただきたいと思っております。お願いします。

○渡邊オブザーバー

山形県のエネルギー政策推進課長の渡邊でございます。今日は発言する機会をいただきまして感謝を申し上げます。

皆様、既にご案内のとおりかと思っておりますけれども、本県のほうでは都道府県としては初めて地域エネルギー事業、いわゆる新電力事業に名乗りを上げようということで、今、計画してござい

まして、そういったさなか、回避可能費用を含めた固定価格買取制度の見直しが議論されているというふうなことで、先々週になりますか、5月8日に本県の吉村知事が経済産業省のほうにお邪魔させていただきまして、当日、ご対面いただきましたのは関政務官でいらっしゃいましたけれども、大臣宛て、ご要望を申し上げた内容についてご説明を申し上げ、本県の思いをぜひお酌み取りいただきたいということで、お話しさせていただきたいと思います。

まず、本県のほうで地域エネルギー事業、いわゆる新電力事業に名乗りを上げようということで計画したそもそもの発端というか、背景でございますけれども、ご案内のとおり、4年前に私も東北地方を襲いました東日本大震災、また、隣県の福島県で起こりました原発事故がきっかけでございます。震災につきましては今も報道等で復興の様子とか、市民生活で困っている方々のいろんな報道がなされておりますけれども、震災当時は本県の山形県も震災の津波というふうな意味では直接の影響を受けてはございませんが、震災、3月11日、12日の2日間、県内のほぼ全域で大停電を起こしました。

また、ガソリンとか燃料というふうなものの供給が断たれてまして、何日間とわたってガソリンスタンドに車が長蛇の列で並ぶとか、ほぼ3月の事故でございましたが、まだ、冬の寒い時期でございますが、そのような中にあっても暖房がたけなくて、日々の暮らしを暮らさなければいけないということで、私どもの市民生活やら、または経済活動に大きな打撃を受けております。

また、原発事故ということで、福島県を中心にして本県にも多数の避難者が殺到いたしまして、当時、ピーク時で約1万4,000人の避難者を本県のほうで受け入れてございます。いまだに4,000人近くの避難者が地元に戻れなくて、本県で生活を余儀なくされているというふうな状況でございます。

こういったことから、本県で考えたことはエネルギーとか燃料とかを隣県からの供給に依存したままではいかんのだろうということで、それに対する反省、また、電力を原発に依存することへのリスク、危機感というふうなことでございまして、こういった思いから県民生活とか、県産業活動に必要なエネルギーは可能な限り、地域の中で生み出して供給していくと、そして、安全で持続可能なエネルギーとして再生可能エネルギーの導入を積極的に促進するというふうなことで、平成24年3月、本県では山形県エネルギー戦略というものをつくりまして、2030年までの20年間で約100キロワットのエネルギーを創出するというふうな計画を立てました。この100万キロワットというものは、ほぼ原発1基分に相当するものでございます。

このエネルギー戦略の中で最も重要な取り組みの一つとして、エネルギーの地産地消、または供給基地化の実現ということで掲げられておりますのが、このたびの地域エネルギー事業、いわゆる新電力事業でございます。つまり、県内の再エネの発電事業者から電力を調達しまして、県

内外の需要家のほうにその電力を供給するというふうなものでございます。

本県がいわゆる地方自治体として、新電力事業をやるというふうなことの狙いそのものは、単なるビジネス目的ではございません。いわゆる再エネを中心とした地域分散型のエネルギー基盤の整備を通しまして、先ほど申しましたような震災等にも対応できる、いわゆる災害対応力を高めるための目的が一つでございます。また、二つ目として地域資源を活用した再エネ事業の創出によりまして、林業振興を含めた産業振興、経済活性化のほうにつなげていこうというふうな目的が二つ目、そして、三つ目として安全でクリーンなエネルギーの利用を通じまして、県民の安全安心な暮らしとあとは県内企業のイメージアップにつなげていこうというふうなことで、まさしく安全安心な暮らしと経済が活性化する幸せな社会の構築ということ、いわゆる地方創生そのものがこの事業の狙いそのものでございます。

同様の視点で、本県のほうに今もほかの自治体のほうから問い合わせがございまして、都道府県、市町村を含めて問い合わせがございまして、同じようなことを考えていらっしゃる自治体がほかにもたくさんあるというふうなことでご認識いただきたいと思います。そういったことで、今回の固定買取制度の見直しの内容によって、こういった地方創生を狙う地方のそれぞれの芽をぜひ摘まないでいただきたいというふうな思いでございます。

そこで、本県の知事のほうからご要望させていただきましたのは、今回の資料3のほうの記書き記しましたとおり、①、②ということでご要望させていただきました。いわゆる本県で計画している新電力事業は、現行の固定買取制度を前提に計画してございます。回避可能費用につきましては、新電力事業のいわゆる仕入れコストに相当しますので、これが上昇してしまいますと経営に多大な影響を与えてしまいます。本県の試算によりますと、回避可能費用が12円を超えますと私どもが考えております新電力事業の経営が困難になってしまうというふうな試算も、私どものほうで持っております。

そこで、①といたしまして回避可能費用を市場連動とした場合、市場取引が先ほどもお話がありましたけれども、まだ、1%ちょっと程度の未熟な現状ではどうしても高値水準になることが想定されますので、市場が成熟するまではぜひ現行制度を維持していただきたいというふうなこと、また、仮に見直す場合であっても、②としまして新制度施行時において既に設備認定を受けた発電事業者と契約を行う場合は、従前の制度を適用していただきたいというふうなことでございます。

以上でございます。

○山地座長

ありがとうございました。

以上で資料の説明は終わりでございますが、冒頭、資料のところで説明があったように、本日、ご欠席の佐藤委員から回避可能費用の算定方法の見直し、特に経過措置に関して意見が出されておりますので、参考にしていただければと思います。

それでは、今から討議の時間とさせていただきます。

事務局から論点として二つ先ほど整理されておりました。まず、一つ目、経過措置の必要性とその内容について、これから始めたいと思います。二つ目の論点がインバランリスク単価の具体的な水準でありますけれども、それは後で議論したいと思っております。

それでは、いつものことでございますけれども、ご発言をご希望の委員の方はオブザーバーの方も含めまして、ネームプレートを立てていただければと思います。いかがでございましょうか。今回、資料1で事務局から具体的な経過措置の提案が出ていますので、ぜひ、委員の皆さんには少なくとも一通り、ご意見をお伺いしたいと思います。では、岩船委員からお願いします。

○岩船委員

ありがとうございます。

私は基本的に事務局案に賛成です。今、サミットエナジーさんや山形県さんからお話がありましたが、どうも発電事業の話と電力事業の話が一緒になっているなという気がします。発電事業はあくまでそれ自体が成立することはFIT価格で保証されているはずなので、もし、それで足りないということであれば、そちらのほうで議論していただく。あくまで回避可能費用というのは、決して幾らにしようというような外生変数じゃなくて、何の電源を実際に代替したのかとか、するのかとかいう内生変数なので、賦課金の話とはまた別に考えるべきではないかというふうに思います、買取費用の話と。

かつ、先ほど今の価格の水準を出していただきましたが、実際に再エネが発電して回避している電源が石油とかガスとかというのを考えれば、今の卸売市場価格における取引価格というのは、決してそれとおかしい水準の数字ではないと思います。十分に市場の厚みというお話がありましたけれども、十分に使える数字だと思います。問題は小売契約のほうなので、発電事業との契約じゃなくて小売先との契約のほうが重要なので、そこが先ほどお話がありましたように、長期的に小売契約を結んでいるというような実態がないのであれば、今回の案で十分かと思えます。

以上です。

○山地座長

ありがとうございました。

ほかの方はいかがでございましょうか。一通り、いずれにしても意見をお伺いしたいと思いますので、では、崎田委員、お願いします。

○崎田委員

ありがとうございます。

固定価格買取制度は、再生可能エネルギーをしっかりと導入をするために、それに対して国民あるいは消費者が支えるという制度です。ただし、支えるに当たって賦課金による国民負担の最小化をできるだけするように、関係事業者さんができるだけ努力してくださると、そういう中で信頼を持って仕組みを運営するという制度だと理解しております。

それで、私は前回の会合でも、最終的に電力の自由化という時代の中で社会が納得しながらともに歩んでいける制度、システムとして回避可能費用の市場価格連動という事務局の提案、賛成をしました。それで、今もその気持ちは変わっておりません。ただし、その後、再生可能エネルギーに熱心に取り組まれた事業者さん、あるいは今の県のお話のように現状の中で激変は大変だという状況をいろいろ伺いまして、激変緩和措置を導入するということに関して、今回は賛成をしたいと思っています。その内容に関してなんですけれども、例えば8ページのところにわかりやすく図にさせていただいていますが、例えば2020年ぐらいに落ち着くまでの緩和措置という案がありますが、そういうような期間にしっかりと対応して頂くというのが、非常に流れとして自然なのではないかなと私は感じております。

なお、今回、資料2のいろいろな新電力の事業者さんがご意見を出された中で、真ん中のパラグラフに、こういう事態は全く想定していなかった、後づけでリスクを負わされるのは困るというふうな強い言葉があることにはひとこと申し上げたい。私は激変緩和措置に賛成をしておりますけれども、こういう新しい制度をつくってくる中で、固定価格で新電力をしっかりと入れなければいけないという時期と電力自由化という、この大きな変化が一緒になる時期で、どういうふうに乗り切っていくのかは、柔軟にみんなで話し合っていかなければいけないと、さんざん、これまで話してきたはずです。突然こういう事態になったというふうに、おっしゃれるのに関しては、何か少し私はずらい感じがしております。

なお、あと、事務局の資料の9ページのところに、激変緩和措置を講じる場合の付随事項ということで、balancing groupという、こういう言い方はこの資料で初めて拝見しました。とりあえず、きちんと市場を活用して、きちんと売っているということを見定めるという、その辺のところを大事にしたいという提案を今回、初めて拝見しまして、こういうような措置をある程度、入れていくということで先ほど山形県のご提案のように、地域創生の中で事業を興していきたいという、本当に地域に根差した取り組みなどはしっかりと支援していくという、こういうところにつながっていくのかなと思って伺っておりました。そこまでです。

○山地座長

では、馬場委員、お願いします。

○馬場委員

ありがとうございます。

今回、いろいろな案を示していただいた中で、どれに賛同するのかというようなことでありますけれども、私は基本的に8ページでいうと、対応案Aというのが本当は筋かなというふうに思います。ただ、いろいろなことがあるので、激変緩和措置が必要だというようなことであるならば、少なくともB-2はないのかなというふうに思います。というのは、これから制度がいろいろ変わっていくということは前々から見えていたわけで、そういった中でいろいろ大きなことはあるよねということはあるので、そういったことに対応していろいろ制度は多分、見直さなくてはいけないのかなというふうに思いますので、そういった意味では、2016年に大きく小売全面自由化というようなこともありますので、本当Aでいいのかなというふうに思います。

また、岩船委員がおっしゃっていたとおり、FITの電源の投資と、それから、新電力というのは分けて、新電力さんの買取りとか、事業という問題は分けて考えるべきではないかなと。もともと、FITの制度でそういった再生可能エネルギー電源というのは、十分に事業性があるようにできているはずなので、そっこのほうの電源の話と、それから、そこからの事業の話については分けて考えるべきかなというように賛同いたします。

以上です。

○山地座長

委員の意見を一通りお伺いしたいと思うので、松村委員、お願いします。

○松村委員

まず、プレゼンいただいた新電力の方の意見に関してです。事前に予想していたのよりもずっとマイルドなものでした。マイルドというのは、激変緩和措置に関して、非変動電源の建設、同電源からの長期購入に限定しておっしゃった点です。実際に電力システム改革の文脈でも、ベース電源に対して圧倒的に新電力は不利。一般電気事業者が地域独占と総括原価に守られてベース電源の大半を保有あるいは長期契約で囲い込んでいるから。これが競争活性化に関して大きな障害になっているという認識は、多くの者が共有している。これが新規参入者の足枷になるとすると、確かに問題があるというご意見はもともとで、承りました。この問題を一番真摯に聞かなければいけないのは、電力システム改革を担当する部局だと思います。この問題を改めて提起していただいた点は妥当な、説得力のあるご意見だったと思います。これを回避可能原価で解決すべきかどうかは別問題です。

次に山形県さんからのプレゼンに関してです。特に地産地消型のバイオマスに対して大きな懸

念があるという話も承りました。実際に地産地消型のバイオマスは今以上に推進されるべきものだと思いますし、これが今回の改革で推進されなくなることで、確かに大きな問題だと思います。ただ、ここで考えていただきたい。激変緩和措置を仮に設けたとして、あるいはそもそも回避可能原価を市場価格連動にしなかったとして、そうすると、そのような回避可能費用算定ルールは地産地消型のバイオ、あるいは非変動型のFIT対応電源だけではなく、全ての電源に当てはまることになる。激変緩和によって増える膨大な賦課金の中で、一体、どれぐらいの割合を地産地消型のバイオが占めているのかを考えていただきたい。

その問題については、私は本来固定価格買取価格算定の段階で考えるべきこと。調達委員会の委員である山地先生あるいは今日はご欠席ですが、山内先生が考えていただくことであって、そういうところでバイオが推進されなければいけないのに、今の価格では推進できないとすれば、そこを考えることによって対応するのが筋のいい政策なのではないか。地産地消型のバイオの買取価格が1円上がるということと、激変緩和措置で全ての電源の回避可能原価が1円変わるということの賦課金に与える影響は、もし、地産地消型のバイオに占める割合が1%だとすればね100倍のオーダーで賦課金を増やすわけだし、0.1%なら1,000倍のオーダーで賦課金を増やすことになる。激変緩和措置を全般的に入れるということが、バイオの推進・維持の目的のために一番効率的な政策なのかは考える必要があると思いました。伺った問題は確かにもっともなことで、重要なことだとは思いますが、激変緩和措置で対応するのがいいとは思えません。

次、ここに出ている対応案でないことを言って申しわけないのですが、仮に激変緩和措置を設けるとして、私が一番問題だと思っているのは26年度以降のものではなく、それ以前のもので、それ以前のものに関しては全電源平均の可変費用を回避可能費用とするという、およそどう考えても理屈のつかない非常におかしな制度によって守られた權益。しかも、これは制度当初導入のときに意見を述べられたのは一般電気事業者だと思いますが、一般電気事業者の強い支持によってこのような無体な制度が実現した。割合としては新電力の依存度は大きいかもしれませんが、額としては一般電気事業者の方が、この既得權益を保護することによって大きな利益を得ることになる。こういう構造の中で、明らかに理屈のつかない26年以前のものが、何年間も本当に維持されているのか。私は激変緩和の対象は一本化する、26年以降のルールで一本化すべきだと思います。つまり激変緩和のものは2種類ではなく1種類というか、26年以降のルールだけにすべき。

スポット価格については、例えば原発が再稼動すれば下がるという可能性だって十分あるじゃないかという事務局の指摘は、確かにその通りだと思いますが、今までのルールで算定された回避可能費用も大幅に下がってくることも同時に予想されます。全電源平均の可変費用で算定し、原発の再稼動が進んでくれば、私の理解が間違っていなければ、全電源可変費用で算定される回

避可能費用だって下がってくると思っています。

そうすると、それに伴ってスポット価格も下がるかもしれないけれども、それ以上に全電源の可変費用が下がるということになれば、既得権益を守る効果は今後強くなる。私は明らかに低過ぎる、どう考えても理屈のつかない26年以前の回避可能費用の算定ルールを、何年もこの既得権益を守り続けるのが本当にいいのかは、きちんと考える必要があると思います。この点については、事務局案は区別ないというか、やるのだったら、当然、今までの利益を保護するわけだから、当然、26年以前のは全電源平均、26年以降のものはと分けておられると思いますが、もし激変緩和措置を設けるなら、私はそれを一本化すべきだと思います。

次、激変緩和を講じる場合の付随事項。スライド9のところです。スライド9に関して、言っていることは間違っているとは思わないのですが、転売だけが悪いことなののでしょうか。電力の調達量、再生可能電源の調達量が120で実際に小売しているのは100、20の部分は転売しているとする。取引所価格と回避可能費用の差は、その分だけぬれ手に粟で鞘が抜けるという批判。これは確かにその通りだと思うのですが、調達量が120、販売量が130という人は同じ利益を得ていないのでしょうか。調達量が100ではなく120になったことによって、JEPXから買わなければいけない量が30から10に減ったということになれば、その分、コストが削減されたという効果は本質的に同じではないですか。

したがって、問題の本質は真の価値と回避可能費用に差があることです。差があるとすれば、濡れ手に粟の利益が出てくるのは転売してもしなくても同じ。転売するということだけの問題ではありません。転売することが問題ではないというつもりはありませんが、調達量が少なければ問題ないなどと私には到底思えません。したがって、激変緩和の9に反対するということはありませんが、これをやれば基本的に転売の問題は防げたのだから、問題は半分ぐらい解消したとしても万が一考える人がいれば、それは余りにも安易な発想。これをやれば激変緩和措置を大幅に認めても構わない、あるいはそもそも回避可能費用を市場価格連動にする必要はない、延期してもよい、などということには決してならない。この対策が本質だなどと思われては困ります。

以上です。

○山地座長

委員の方から一通りご発言いただきましたが、オブザーバーの方で電事連、勝田さん、では、お願いします。

○勝田オブザーバー

電気事業連合会でございます。

ただいま、新電力の皆様から経過措置の必要性につきましてご発言がございましたけれども、

私どもも前回のワーキンググループにおきまして申し上げましたとおり、同じ事業者の立場である私どもからも激変緩和措置の設定を改めてお願いしたいと考えております。また、その廃止の時期に関しましてはいろいろな考え方があろうかと思えますけれども、いずれの考え方によりましても資料の9ページにありますとおり、激変緩和措置の廃止によって買取量が多い小売電気事業者ほど、その競争力に影響が及ぶことが懸念されているところでございます。

これまでのワーキングでは、買取義務者を一般送配電事業者に変更してはどうかといったようなご発言もあったと記憶しておりますけれども、激変緩和措置の廃止にあわせて必要な措置を講ずることをご検討される際には、予断を持たずに、そうした見直しの是非も含めて、ぜひ、議論の俎上に上げていただきまして、速やかに検討を初めていただくことにつきましても、あわせてお願いしたいと考えております。こうした検討の結果、必要とされる措置が講じられた上で激変緩和措置を廃止していただけるのであれば、私ども一般電気事業者といたしましては、資料の8ページで事務局からご提案されている対応案B-1に対しまして特段の異論はございません。

以上でございます。

○山地座長

どうもありがとうございました。

ほかにオブザーバーの方を含めまして、最初の論点、経過措置の必要性和その内容についてご発言のご希望はございませんでしょうか。では、風力発電協会、塚脇さん。

○塚脇オブザーバー

風力発電協会の塚脇でございます。

私どものほうは先ほどの新電力さん、サミットエナジーさんの資料並びに委員提出資料としまして佐藤泉先生の資料がございますけれども、そちらと大体かぶるのでございますが、激変緩和措置についてはぜひお願いしたいと思っております。また、その時期でございますが、私どもは前回のときも申し上げたんですけれども、我々もJEPXで取引をしております、JEPXの当初からのメンバーでございますので、その間、この市場が活性化するに当たって、JEPXの事務局のほうで苦勞されているのは存じ上げているんですが、しかしながら、JEPXというのはその成り立ちからして、いわゆる株式だとか為替のような不特定多数がランダムに売り手、買い手となって参加する市場ではなくて、特定少数が行っている市場でございます、現在、電力の流通量の1%程度がそこで取引されているんですが、それが全ての価格のベンチマークになるというのについては、私は違和感を持っております。

これを否定するわけではございませんが、佐藤泉先生が書いておられますように、現在、卸取引所で取引されている電力量は小売販売電力量に占める比率の1.3%でございます。これがある程

度の規模になるまで、また、2010年というふうになっていますが、これは特定少数が行う市場ではなくて、規制料金制度が改廃されるということで自由市場になるということになれば、市場が一般化するのであろうというふうに思っておりますので、激変緩和措置の期間につきましては、少なくとも規制料金制度の改廃が行われるまでは、激変緩和措置は維持していただきたいと、このように思っております。

○山地座長

それでは、エネットの秋山さん、お願いします。

○秋山オブザーバー

ありがとうございます。

私からは1点、9ページのところなんですけれども、付随事項のところでございます。確かに事務局提案でございますように、裁定取引を防止するという観点からは、小売に活用するものだけを対象にするという整理は、私は十分必要だと考えてございます。ただ、単なる転売という趣旨とは異なって、例えばIT技術なんかを使って太陽光発電の予測などをして、小売の我々のような供給力の確保に貢献したようなスキームというのがあって、また、我々もそれを安定的な供給源として期待して、まさにそれを利用しているわけでございます。なので、例えばこういったようなスキームを使うような場合には、一概に転売だからだめだというわけではなくて、何らかのまた例外的な措置もご配慮いただければ大変助かるなと思うところでございます。

以上でございます。

○山地座長

ありがとうございます。

それでは、卸電力取引所、國松さん、お願いします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。日本卸電力取引所、國松でございます。

ただいま、塚脇オブザーバーのほうから取引所、特定少数というところについて少し勘違いがあられるのかなというところでお話したいと思うんですが、現在、小売供給、実際に供給を行っておられる新電力の方、一般電気事業者、そういった方を踏まえますと、私ども取引所に参加いただいている方は9割を超えているところだと思います。自家送電、自家需要の一部の方が取引所の会員に加わっていただけていない例はございますが、実際に電気を供給されている新電力の方においては、ほぼ9割以上が取引会員として加入いただいているところでございますので、実際に電気事業を行っている方は多くが取引をいただいているというところでございます。

資料上、いただきましたところで見方としまして、私としましても激変緩和措置のB-1とい

うところを選択されるというところに関しましては、そのとおりかと思うんですけども、一部、どのような考え方かというところでは、新電力様のほうからの要望の中では非変動電源の建設においては、経過措置の必要性というものが示されたところ、山形県様からのほうでもバイオという非変動電源で、今回、議事1として残すものに関しては変動電源も含んで経過措置として残されるのか、非変動電源だけを考えられるのかというところであれば、ご要望にこたえるところでいうと、非変動電源の部分が激変緩和として数年間という考え方にはなってくるのではないかなという感想を持ってございます。

また、取引所取引分に関して激変緩和の対象外とするというFITのバランスンググループのつくりというところに関しましては、広域的運営推進機関さん、費用調整機関さん、そちらと私ども取引所も十分にお話をさせていただきながら、この例外というか、激変緩和措置の対象外とするというところに関しては、しっかりと運用していきたいというように考えてございます。

以上です。

○山地座長

ありがとうございました。

最初の論点については一通り、意見をいただきましたが、もう一つ、論点がありますので、先へ少し進ませていただきましょうか。これは比較的簡単な、具体的な数値の水準を示されたわけですけども、論点の二つ目、インバランリスク単価の具体的な水準でございますが、これについてご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいですか。手順はおわかりのとおりで、大体、わかっている人には想定範囲内だったかとも思うんですけども、特にございませんでしょうか。

では、先ほど最初の論点を切り上げてしまったんですが、その全体を通してご質問も含め何か追加的なご発言、ご希望がありましたらお受けしますが、特によろしいですね。

事務局のほうはいかがですか。今、特に質問という形ではないんですけども、ご意見をいただいたんですが、何かそれに対してご発言すべきところがあればお願いします。

○曳野電気・ガス事業部企画官

ありがとうございます。

私ども事務局といたしましても、今日、説明を申し上げたとおり、新電力を中心とした小売契約、これは一般電気事業者についても同様だというふうに考えておりますけれども、小売契約の改定というところは、すぐに一朝一夕にできるものではないというところを踏まえての対応ということで、本日、提示させていただいたところでございます。恐らくは、これはある一定の小売契約であると事業が成り立たないかどうかということについては、一般電気事業者なり、新電力

さん、皆さん、回避可能費用が上がった場合には賦課金が下がって、一応、国民負担全体はニュートラルになるということで、競争上は一応、全体がニュートラルだという理解で私どもはございます。

それから、実際問題といたしまして補足をさせていただきますと、私どもはこれまでのワーキングの議論の中で、新規の案件につきましては市場に価格に連動するということについて、オブザーバーの方々も含めて特段の異論はなかったというふうに承知をしております。もし、市場の積荷がないと市場価格連動にするのが非常に不安であるということであれば、ロジカルには恐らく新規案件も含めて、全て市場価格連動でない方法を使わなければいけないのではないかとこのように考えてございます。

それから、もう一つ、市場連動を今するということにつきましては、今回の今、ご議論いただいている回避可能費用の話だけではございませんで、例えば電力システム改革の中で、インバランス料金につきましてはまさに来年4月から市場連動の価格ということで、今、議論がほぼ既に収斂しているところでございますので、そういう大きな電力システム改革自体の中で、市場連動の数字上、かなり根幹となるインバランス料金の算定というところにも使っているというところも踏まえて、全体を考えていく必要があるのではないかとこのように資源エネルギー庁として考えてございます。

○山地座長

どうもありがとうございました。

全体を通して。では、松村委員、どうぞ。

○松村委員

意見ではなくて、今の説明で理解できなかったのもう一回、説明をお願いします。競争上、ニュートラルとおっしゃったのですが、もうちょっと説明していただけないでしょうか。

○曳野電気・ガス事業部企画官

すみません。競争上、ニュートラルというのは、仮に回避可能費用が上がった場合には新電力のみが回避可能費用が上がるのではなくて、一般電気事業者も市場連動になるのであれば、そこは変わります。仮に上昇するのであれば、回避可能費用が上がった場合には賦課金交付金分が下がりますということでございます。これまでの議論にありましたように、そこは特に一般電気事業者についてしっかり規制で全体が見られているのかということについては、論点として私どもも認識をしておりますけれども、そこは新たな、規制機関が必要な監視をしっかり行っていくということを前提に申し上げた次第でございます。

○山地座長

よろしいでしょうか。ほかには特にご発言のご希望はございませんでしょうか。

(3) 閉会

○山地座長

今回は昨年度もちょうど議論したところなんですけれども、回避可能費用の算定方法について議論いただきました。FITの中では買取費用のうち、回避可能費用は電気料金の原価として、それから、それを上回る部分は賦課金として、いずれにしても電気をお支払いいただく方に最終的には負担していただくわけなんですけれども、回避可能費用の計算について、もともと、先ほど松村委員からもありましたが、当初、全電源の変動費ということだったものを昨年、火力のほうの変動と、それから、固定費も一部、代替できるというところで改定したところではあるわけなんですけれども、ご存じのように電力システム改革が進んでおまして、来年、1年後には小売も全面自由化、その先には送配電部門のほうをできるようにということが期待される中で、そうすると、今まで一般電気事業者の原価コードを使って回避可能費用を計算していたんですけども、それがいずれできなくなるんじゃないか。

そういう中で、どういう制度がいいかということも議論していただいて、卸市場にリンクしたものにしようという提案があったわけです。ただ、これは再生可能エネルギーの推進という意味では、再生可能エネルギーの発電事業者の方の経営リスクではなく、今回、議論になっているのは回避可能費用ですから、電気事業というか、電力を販売する方の経営の問題ということで、いきなり、制度を変えていくのは経営上のリスクがたくさんあるだろうということで経過措置という議論になった。

もう一つは、いわゆる不当な裁定取引という言い方をしていますが、その問題が顕在化しているので対応する必要がある。こういうことでこの議論を進めてきたわけで、今回、事務局としては前回までの議論ですと多くの委員は経過措置を設けずに、市場ベースのものに持っていきべきではないか、過去のものを含めて、ということでした。けれども、一方で、経過措置は必要であろうという見解もあり具体的な提案が行われて、ある意味、方向性は見えてきたんじゃないでしょうか。今日の議論を聞いていても、もちろん、事情はいろいろおありですから意見はわかるんですけども、ただ、環境が変わっているという中で我々がどう手を打てるかということでは、今回の資料1にかなり具体的な方向性を出していただいたというふうに思います。考えるべきは、国民負担のもとで成り立っている制度ですから、それは公正に、それから、できるだけ負担を最小化する方向で制度をつくっていくということが大事だと思っております。

余り私にいろいろしゃべれという指示は全くないので、このあたりにしておきますけれども、

ただ、今回で終わりというわけではない。電気事業さんも燃料費も変動するわけですから原価は変わっていくわけなんです。電気事業自体はむしろ競争的環境の中でリスクをとらなければいけない。それがリスクがとれないというのは、筋がちょっと違っているかなと私は聞いていて感じておりました。この程度にしまして、したがって、買取制度運用ワーキングというのは引き続き、電力システム改革の進行を踏まえてFITの運用、法律改正という議論が後半に言われていますけれども、このワーキンググループでは省令レベルの見直しの議論を引き続き行っていきたいと考えています。こういう我々のワーキンググループの議論を踏まえた上で、政府サイドで見直しの案を作成して、パブリックコメントをつくって、新しい省令施行ということになるのではないかと私は理解しております。よろしいですね。

ということで、次回にまたワーキンググループをいずれやるということになると思いますが、その開催日程等については後で事務局から連絡ということでございます。

それでは、本日の会合は以上で終わります。どうもありがとうございました。

——了——